

▲ 「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」 に関わる取扱い規約 (令和5年PBビ000400000364-01号)

実施 令和4年7月1日

改正 令和5年11月1日

(規約の適用)

第1条 当社は、この「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、第2条に定める、別紙1に記載の契約約款等に係る株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）のサービス（以下「対象サービス」といいます。）に関する料金その他の債務について、NTTドコモより当該債務に係る債権を譲り受け、請求・回収する取扱い（以下「NTTドコモサービス料金等の請求・回収の取り扱い」といいます。）を行います。

(NTTドコモサービス料金等の請求・収納業務の対象範囲)

第2条 当社は、別紙1に記載の契約約款等に基づき発生し、かつ、別紙1に記載の契約約款等においてその債務に係る債権を当社に譲渡するものとされた料金その他の債務（以下「料金その他の債務」といいます。）及び当該債務と合算して請求する取扱いとなっている料金等（以下総称して「料金その他の債務等」といいます。）について、NTTドコモサービス料金等の請求・回収の取り扱いを行います。

(一括請求の取り扱い)

第3条 当社は、対象サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）から料金その他の債務について、当社のサービスに関する料金等の債務との一括請求の申出があった時は、当該一括請求に関する料金その他の債務等を1の債務とみなして取り扱います。

(料金その他の債務等の支払い義務)

第4条 当社は、対象サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）から料金その他の債務について、当社のサービスに関する料金等の債務との一括請求の申出があった時は、当該一括請求に関する料金その他の債務等を1の債務とみなして取り扱います。

(料金その他の債務等の支払方法)

第5条 料金その他の債務等の支払方法は、契約者が当社に対し指定した方法とします。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第6条 契約者は、料金その他の債務等の支払いにおいて請求書又は口座振替（口座振替通知書の発行を要するものに限り、）によって支払うときは、別紙2に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。

ただし、料金その他の債務について当社のいずれかのサービス又は個別契約等に関する料金等の債務と一括請求している場合を除きます。

また、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(支払金等の充当順序)

第7条 弁済のあった金額が料金その他の債務等及び支払いを要することになった債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

(延滞利息)

第8条 契約者は、料金その他の債務等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日まで

の日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（第15条（債権の譲渡）の規定に基づき当社がその料金その他の債務等に係る債権を譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

- 2 当社は、延滞利息の他に請求する料金等がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

（費用の負担）

第9条 契約者は、料金その他の債務等及び支払いを要することになった債務を金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課を負担するものとします。

（過払金の相殺）

第10条 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。（料金等の一括後払い）

第11条 当社は、契約者の1月の支払額（本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。）がNTTドコモが定める一定の金額に満たない場合は、2月の料金をNTTドコモが指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。ただし、契約者からこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

（個人情報の取扱い）

第12条 契約者は、NTTドコモから当社への債権譲渡に伴い当社が提供を受けた情報を料金その他の債務等の請求・回収に必要な範囲内で利用することに同意していただきます。その他、個人情報の取扱いについては、当社プライバシーポリシーに規定するものとします。

- 2 契約者は、当社が第15条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号、収納状況及び利用停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者を提供することについて、同意していただきます。

- 3 当社が第15条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が当社に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。

- 4 前項に規定する債権の譲渡の有無にかかわらず、料金その他の債務等に関する収納状況等、対象サービスの提供に必要な情報は、NTTドコモに提供されることにつき契約者は同意するものとします。

（契約者からの届出）

第13条 契約者は、料金その他の債務等の支払方法の変更及び請求先の変更等があった場合、当社に対して届け出るものとします。約者から取得したものとして取り扱われます。

（NTTドコモによる利用停止等）

第14条 契約者が、NTTドコモが定める支払期日を経過してもなお料金その他の債務を支払わない場合、NTTドコモによる対象サービスの利用停止または契約解除が実施されることがあります。

（債権の譲渡）

第15条 契約者から申出があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、契約者は、料金その他の債務等を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することを承認していただきます。

この場合、請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって請求事業者が当社に代わって債権譲渡に関する通知を行なったものとして取扱うものとし、契約者は、請求事業者の定める「通信サービスご利用料金の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

（注1）本条に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- (1) 契約者が、外国政府（それに相当する者を含みます。）である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合
- (2) 現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）
- (3) 現に、2以上の契約に係る料金その他の債務等を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合など、契約者の支払い処理の都合上、契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認めるとき（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）
- (4) その申出が虚偽の内容（それに相当するものを含みます。）である又料金その他の債務等について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合

（注2）本条に規定する当社が別に定める事業者は、NTTファイナンス株式会社とします。

（協定事業者による料金その他の債務等の回収代行）

第16条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、料金その他の債務等について、当社の代理人として、当社が別に定める協定事業者が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金その他の債務等の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。（その他の提供条件）

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金その他の債務等について、その契約者が支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（注）本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又はNTTファイナンス株式会社とします。

（支払証明書の発行）

第17条 当社は、契約者から請求があった時は、料金その他の債務等を請求事業者に譲渡した場合を除き、その対象サービスに関する料金その他の債務等が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 契約者は、第1項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙3に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

3 契約者は、請求事業者に譲渡された料金その他の債務等について支払証明書の発行を希望する場合は、請求事業者に請求することとし、その取扱いは請求事業者の定めるところによります。

（その他の提供条件）

第18条 NTTドコモサービス料金等の請求・回収の取り扱いに係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（規約の変更等）

第19条 当社は本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。

(権利義務の譲渡の禁止)

第20条 契約者は、当社の許諾なく料金その他の債務等を第三者に引き受けさせることはできません。

(合意管轄裁判所)

第21条 契約者と当社との間でNTTドコモサービス料金等の請求・回収の取り扱いに関して訴訟の必要が生じた場合、訴額に関わらず、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第22条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

別紙1 対象サービス契約約款等

NTTドコモの定める以下の契約約款・利用規約

- ・ IP通信網サービス契約約款(OCN) 共通編
- ・ IP通信網サービス契約約款(OCN)別冊
(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))
- ・ IP通信網サービス契約約款(OCN)別冊(OCNひかり電話サービス)
- ・ IP通信網サービス契約約款(OCN)別冊(ドットフォンサービス)
- ・ OCN 光 with フレッツ利用規約
- ・ IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約
- ・ IPoEアドバンス利用規約
- ・ OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約
- ・ 「OCNニコニコ動画プレミアム」利用規約
- ・ モバイルアクセスサービス契約約款
- ・ ウイルス検知・駆除サービス利用規約
- ・ 迷惑メールブロックサービス利用規約
- ・ ユーザーサポートプラン利用規約
- ・ OCNプレミアムサポートサービス利用規約
- ・ マイプレミアムサポート利用規約
- ・ OCNリモートサポートサービス利用規約
- ・ テレビオプション伝送サービス利用規約
- ・ マイセキュア利用規約
- ・ OCNペイオン利用規約
- ・ ウイルスバスター forWindows&Mac月額版 サービス利用規約
- ・ ウイルスバスター クラウド月額版 サービス利用規約
- ・ OCN マイポケット利用規約
- ・ マイポケット利用規約
- ・ マイポケット プラス利用規約
- ・ OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約
- ・ OCN契約者に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約
- ・ 「あんしん補償」利用規約
- ・ おまかせマルチバック(F) サービス利用規約
- ・ あんしんモバイルバックサービス利用規約
- ・ ドリームネット利用規約—メール会員向け
- ・ ノートン インターネット セキュリティ 月額版 サービス利用規約
- ・ ノートン 360 月額版 サービス利用規約
- ・ ノートン 360 マルチデバイス月額版 サービス利用規約

- ・マカフィー インターネットセキュリティ 月額版 サービス利用規約
- ・マカフィー マルチアクセス 月額版 サービス利用規約
- ・ひかりTV プラットフォームサービス 利用規約
(2022年6月30日までに契約された方向け)
- ・ひかりTV利用規約 (提携ISPのお客さま向け)

別紙2 請求書等の発行に関する料金

(1) 請求書等発行手数料

1の請求書、口座振替通知書ごとに200円 (税込み220円)

(2) 請求書等再発行手数料

1の再発行の請求毎に500円 (税込み550円)

別紙3 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚毎に400円 (税込み440円)

別途、郵送料 (実費)、収入印紙料 (消費税相当額を含みます) が必要となる場合があります。